

東広島市介護ロボット・ＩＣＴ機器等導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、介護職員の負担軽減、介護業務の効率化及び働きやすい職場環境の整備を図るため、市内に所在する介護サービス事業所における介護ロボット、ＩＣＴ機器等及びその他機器等（以下「介護ロボット等」という。）の導入に要する費用に対して補助金を交付することに関し、東広島市補助金等交付規則（平成２４年東広島市規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業者 介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の３第１項に規定する介護サービス事業者をいう。

(2) 介護サービス事業所 介護サービス（介護保険法第１１５条の３第１項に規定する介護サービスをいう。）の指定に係る事業所又は指定若しくは許可に係る施設をいう。

(3) 介護ロボット 次の要件を全て満たす機器をいう。

ア 日常生活支援における移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り及びコミュニケーション若しくは入浴支援又は介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるものであること。

イ ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮するものであること。

ウ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(4) ＩＣＴ機器等 次の要件のいずれかを満たす機器、ソフトウェア又はサービスであって、介護サービス利用者の個人情報保護するための措置が講じられるとともに、前号ウに掲げる要件を満たすものをいう。

ア 介護ソフト若しくは複数の介護ソフトを連携させること、又は既に導入済みの介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一貫したサービスとなる場合であって、次の要件を全て満たすもの。

(ア) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービスを提供する事業所に限る。）においては、厚生労働省が定める「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」等に準じた仕様の介護ソフトであること。

(イ) 当該介護ソフトについて、有償であるか無償であるかを問わず、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であって、研究開発製品ではなく、企業

が保証する商用の製品であること。

イ パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるもの（以下、「情報端末等」という。）であり、かつ、インカム等の職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果的かつ効率的なコミュニケーションを図るための通信機能を有するものであること。

ただし、持ち運びを前提とせず事務室等に置くパソコンやプリンター等は対象外とする。なお、情報端末等を導入する際には、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務に使用するものであること。

ウ 業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページの作成等のバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェア、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、ＡＩを活用したケアプラン原案の作成支援ソフトで使用するものであること。

(5) その他機器等 第３号の介護ロボット及び前号のＩＣＴ機器等によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると市長が判断した機器又はソフトウェアをいう。

（補助対象事業）

第３条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、介護サービス事業者が市内に所在する介護サービス事業所において次条第１項に掲げる介護ロボット等を導入する事業とする。

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 介護ロボットの購入、リース又はレンタルに係る費用、使用料、初期設定費用及び配送料
- (2) ＩＣＴ機器等の購入、リース又はレンタルに係る費用、使用料、初期設定費用、配送料及び介護サービス利用者の個人情報保護のため等に必要なセキュリティ対策費用
- (3) その他機器等の購入、リース又はレンタルに係る費用、使用料、初期設定費用及び配送料

２ 前項の規定にかかわらず、次の費用については、補助の対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に購入、リース又はレンタル若しくはサービス利用の契約を締結した介護ロボット等に係る費用
- (2) 本補助金と同趣旨の補助金、交付金等の交付を受けている、又は受けることを予定している介護ロボット等に係る費用

- (3) 消費税及び地方消費税
- (4) 当該年度に補助した機器のリース又はレンタル費用、使用料及びセキュリティ対策費用に係る経費等について、次年度以降の恒常的な費用
- (5) 介護ロボット等のメンテナンス費及び通信費
- (6) 介護ロボット等の設置に係る建物の改修費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の合計額に2分の1に相当する金額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1介護サービス事業所につき、20万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1-2号）
- (2) 導入する介護ロボット等の見積書の写し
- (3) 導入する介護ロボット等の製品が分かる書類（カタログ等）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合には、その内容を審査し、適当であると認められたときは、補助金の交付を決定し、東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請した者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第3項に規定する市長が付する必要な条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 導入する介護ロボット等の選定に当たっては、可能な限り複数の製造業者又は販売代理店から見積書を徴取し、合理的に選定すること。
- (2) 介護ロボット等の導入に際しては、介護サービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて、十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるときは、その他必要な条件を付すことができる。

（変更等の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定

により申請した事項を変更しようとするとき（軽微な変更として市長が定めるものを除く。）又は当該交付決定に係る補助金を受けて実施する事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による前項の承認を受けようとするときは、東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金変更（中止・廃止）申請書（別記様式第3号）に変更に係る事項を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第4号）により、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第5-2号）

(2) 導入した介護ロボット等に係る契約書等の写し

(3) 導入した介護ロボット等に係る領収書又は支払いが確認できる書類の写し

(4) 導入した介護ロボット等の写真

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金額確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（導入の効果に関する報告）

第13条 補助事業者は、事業の実績報告した日から起算して1年を経過した日における、機器の導入によって得られた業務の効率化、職場の環境改善等の効果に関し、同日から起算して30日を経過する日又は同日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、東広島市介護ロボット・ICT機器等導入支援補助金事業実施報告書（別記様式第8号）により、市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を実施する介護サービス事業所がその事業を廃止し、中止し、又はその他補助対象事業を実施する見込みがないと認めるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、当該補助金に係る書類等を整備し、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が必要に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。